

(仮称) 川崎ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書に係る答申(案)

1 全般的事項

(1) 事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は、蔵王国定公園(第二種特別地域及び第三種特別地域)及び保安林に指定されている他、重要野鳥生息地(IBA)、生物多様性重要地域(KBA)、鳥獣保護区及び特定植物群落が含まれ、さらには蔵王生物群集保護林が隣接し、想定区域周辺には緑の回廊も存在しており、事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される地域である。

上述のとおり、様々な規制が適用される地域であるため、自然環境への影響を回避することが困難である。環境影響を最大限回避しながら事業を行う趣旨に鑑み、本事業計画を更に検討する場合、想定区域から十分な絞り込みを行うこと。

なお、絞り込みにあたっては、蔵王国定公園(第二種特別地域及び第三種特別地域)を想定区域から除外した上で、さらに絞り込みを行うこと。

(2) 宮城県民にとって蔵王山への眺望は極めて重要である。本事業実施により蔵王山の山容を破壊し、景観を阻害する恐れがあるため、眺望景観への影響を回避又は十分に低減できるよう適切に想定区域を絞り込むこと。また、蔵王のお釜からの眺望について、影響を回避すること。

(3) 計画段階環境配慮手続きは、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は配置・構造(以下「配置等」という。)に関して複数案から1案に絞り込むプロセスの一つとして環境面の検討を行うものである。このことを念頭に、以降の手続きでは想定区域の適切な絞り込みを行うこと。また、その過程を方法書に記載すること。

(4) 方法書の作成にあたって、環境影響評価項目に選定しない項目について、その理由を明確に記載すること。

(5) 想定区域近隣の蔵王町には、主要な眺望点が多く存在し、本事業による重大な景観への影響が生じるおそれがある。方法書以降、関係地方公共団体に蔵王町を追加する等、関係地方公共団体の設定を見直すこと。

(6) 想定区域及び周辺の住民、再設定した関係地方公共団体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得た上で、事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 地形及び地質

イ 想定区域及びその周辺には重要な地形である「立石山」、 「名乗沢支流」及び

「三森山東面かばた沢」等が分布している。事業の実施による改変範囲を最小化する等の環境保全措置を検討するのではなく、これらの重要な地形を想定区域から除外すること。

- ロ 事業の実施にあたっては、土砂災害を誘発する可能性を十分認識し、砂防指定地、崩壊土砂流出危険地区及び土砂災害警戒区域（土石流）の上流域等を想定区域から除外すること。

また、想定区域に地すべり地形が多く分布することから、詳細な地形解析等を行った上で、風力発電設備等の配置等を検討すること。

- ハ 想定区域内に存在する水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林について、その区域を想定区域から除外すること。

（２） 動物

- イ 想定区域及びその周辺には、野鳥の生息地として優れた重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性重要地域（KBA）及び鳥獣保護区が存在する。これらの指定要件の対象となる種について調査、予測及び評価をすること。

- ロ 想定区域及びその周辺では、環境アセスメントデータベースの「風力における鳥類のセンシティブティマップ」での注意喚起レベルが高く、希少猛禽類の生息の可能性も非常に高いことから、生息地を保全するための回避・低減措置を確実に実施すること。

（３） 植物

- イ 想定区域に含まれる蔵王国定公園（第二種特別地域及び第三種特別地域）内には、指定植物が存在する可能性が高い。指定植物への影響を回避するために、蔵王国定公園を想定区域から除外すること。

- ロ 想定区域西側の大部分が特定植物群落となっており、事業の実施による植生への重大な影響が懸念されることから、当該地域を想定区域から除外すること。

- ハ 想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生が分布しており、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

（４） 生態系

- イ 想定区域西側の大部分が生物多様性重要地域（KBA）となっており、事業の実施による生態系への重大な影響が懸念されることから、当該地域を想定区域から除外すること。

- ロ 想定区域に国有林の蔵王生物群集保護林が隣接しているため、方法書以降の

図書に示し、森林生態系への影響を回避又は十分に低減し、効果的な保全ができるよう想定区域を絞り込むこと。

ハ 想定区域内に隣接する蔵王生物群集保護林は、緑の回廊と回廊をつなぎ、野生生物の移動経路として森林の連続性を確保するために重要な区域であるが、本事業の実施により緑の回廊の機能が遮断されるおそれがあることから、その影響を回避すること。

(5) 景観

イ 本事業は、宮城県を代表する蔵王山に対して、深刻な景観的影響が想定され、事業の実施にあたっては極めて慎重な対応が求められる。主要な眺望点として川崎町内の代表地点や多くの人が蔵王山を背景に写真を撮る地点等を調査の上、大幅に追加し、調査、予測及び評価した上で、蔵王山への眺望に対する影響を回避すること。

なお、蔵王のお釜の展望台から風力発電機が一切見えないように、配置等を検討すること。

ロ 景観の評価の指標について、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」の基準を用いているが、広域な可視領域図を示した上で、風力発電機の稼働による強い誘目性をフォトモンタージュ法や動画により、適切に調査、予測及び評価すること。

(6) 人と自然との触れあいの活動の場

想定区域周辺において、人々が野外で活動し、静穏性が求められる地点を調査した上で、一定の静けさが求められる場所に対する風車の騒音の影響を調査、予測及び評価すること。

また、評価にあつては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかの観点で行うこと。

(7) 温室効果ガス

森林伐採や土地の改変等の工事及び風力発電施設の製造・輸送・稼働・廃棄に関する温室効果ガスの環境負荷を考慮した上で、以降の手續において対象事業実施区域の選定を行うこと。

(8) 放射線の量

事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、想定区域内の空間放射線量並びに土壌及びリター層の放射性物質濃度を測定すること。

また、土壌の放射性物質濃度の調査にあつては、従来の測定方法ではなく、リター層と土壌を分けた上で、土壌については表層 1cm を採取し、それぞれ測定すること。